

役員報酬の額、役員等の報酬支給基準について

1 役員報酬額

各年度の総額が200,000円を超えない範囲とする。

2 役員報酬の支給基準及び評議員報酬の支給基準

次の規程のとおりとする。

社会福祉法人神戸市母子福祉たちばな会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸市母子福祉たちばな会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

(報酬等)

第2条 役員等が下記の業務にあたった場合は、別表1に定める額の報酬を支払うことができる。

- (1) 理事会、評議員会に出席した場合。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬を支払わないものとする。
- (2) 理事が、理事会以外の日において会長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において会長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合。
- (3) 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合。

2 理事において、事務局の職と兼務する場合には、本条第1項は適用しない。

(報酬の支払い方法)

第3条 報酬の支払いについては、その都度現金にて支払うこととする。

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は、平成29年6月19日より適用する。

別表1 (役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事、監事	日額 5,000円 +源泉所得税額
評議員	日額 5,000円 +源泉所得税額